

企業会計基準適用指針の開発についての当面の対応

従来、日本公認会計士協会（JICPA）が公表してきた企業会計に関する実務指針（Q&Aを含む。以下「実務指針等」という。）については、現時点において、企業会計基準委員会（ASBJ）が包括的な承認等の評価を行う予定がないことから、個々に改廃されない限り、従前どおりの効力を有すると考える。

なお、ASBJが公表する企業会計基準適用指針（以下「適用指針」という。）は、JICPAの実務指針等に概ね相当するものであるため、適用指針及び実務指針等の開発に関する基本方針を明確にする必要がある。また、適用指針の開発においては、JICPAとASBJの協力体制が品質の高い適用指針を開発するためには不可欠であり、その基本方針の明確化は、両者の円滑な協力体制の確立にも資するものと考えられる。

<基本方針>

- ① この基本方針に基づいて具体的に適用指針の開発を行うか否か等の判断は、ASBJがイニシアティブを執るものとする。
- ② 新規の適用指針は、ASBJが開発を行い公表する。その際、JICPAが公表した実務指針等について関連する修正が必要となる場合には、JICPAが公表する。この場合であっても、修正の基本的な方向については、ASBJが調整にあたる。
- ③ JICPAが公表した実務指針等について、大幅な改正を行う場合、ASBJが開発し、JICPAが公表する。
- ④ 法令の改正等によりJICPAが公表した実務指針等に軽微な修正が必要な場合には、JICPAはASBJ事務局に軽微かどうかの判断について確認したうえでJICPAが修正を行い公表する。
- ⑤ ASBJによる新規の会計基準等の公表によって、従来適用されていたJICPAの実務指針等が廃止されるべき場合は、ASBJの依頼に基づき、JICPAが廃止する。
- ⑥ JICPAが公表した実務指針等に含まれる監査に関する記載の見直しについては、JICPAが検討し、JICPAが公表する。

以 上